

〒524-0022

滋賀県守山市守山六丁目9番83号3

岡田敏夫 様

## 却下決定書

申請番号	20120523016043001	
申請年月日	平成24年5月23日	
申請の種類	登記事項証明書交付請求	
申請人	氏名	岡田敏夫
	住所	滋賀県守山市守山六丁目9番83号3
代理人	氏名	
	住所	

上記の申請は、補正期限を過ぎたので、後見登記等に関する省令第19条の規定により却下する。

なお、この却下処分に不服があるときは、いつでも東京法務局長に対し審査請求することができる。

おって、この処分につき取消しの訴えを提起しようとする場合には、この処分の通知を受けた日から6月以内（通知を受けた日の翌日から起算する。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、しなければならない（なお、処分の通知を受けた日から6月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。

ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6月以内（送達を受けた日の翌日から起算する。）に提起しなければならないこととされています。

上記のとおり却下をしたので通知します。

平成24年5月31日

東京法務局

登記官

加々美喜文



事 務 連 絡  
平成24年5月31日

### 登記手数料償還手続きご案内の連絡

本日、オンライン申請（証明書交付請求）について却下処理を完了しましたので御連絡いたします。

償還手続き（納付済み手数料を銀行口座振込にて還付する手続き）のための請求書用紙を同封させていただきますので、ご記入・ご捺印（2ヶ所）のうえ、東京法務局民事行政部後見登録課あて御返送願います。（所在は下記を参照願います。）

※申請書の写しは添付不要です。

なお、償還手続きの完了までには、償還請求書の御返送をいただいてから2～3カ月を要します。なにとぞご容赦願います。

（お客様へのお願い）

- 1 償還請求書にお書きいただく振込先口座については、いわゆる「イーバンク」等のネット上で決裁を行う口座は指定できません。通帳が発行されている口座をご指定下さるよう、お願い申し上げます。
- 2 振込先口座名義は、償還請求者ご本人の口座としてください。  
※償還請求者が証明書の請求権者と異なる場合は、同封した正当債主証明書の提出が必要となります。

ご不明な点がございましたらご連絡ください。

（返送先）

〒102-8226

東京都千代田区九段南1-1-15

九段第2合同庁舎

東京法務局民事行政部後見登録課 宛

（償還請求に関するお問い合わせ先） 総括係

TEL 03-5213-1424

# 登記手数料償還請求書

東京法務局長 殿

平成 年 月 日

償還請求者	住所(本店) ① 〒 (      )
	氏名(法人名(商号)・代表者の資格及び氏名) ②
	③ 電話連絡先 (      ) 内線 担当者

印

以下のとおり登記手数料を過誤納したので、償還請求します。

④ 償還方法	<input type="checkbox"/> 振込 ※原則として振込となります。 <input type="checkbox"/> (      )																																											
⑤ 振込先の金融機関	(金融機関名) 銀行 金庫	(支店名) 支店	(口座種類) <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座																																									
⑥ 銀行口座等の口座名義 (請求者の口座)	口座名義(カタカナ) ※通帳に記載されているとおりに正確に記載してください。 <table border="1"> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table>																																											

⑦ 申請書受付年月日 平成 24 年 5 月 23 日

⑧ 登記所の表示 東京法務局民事行政部後見登録課

⑨ 申請の種類  謄本  証明  その他  抄本  登記申請 (      )

⑩ 申請書に添付した登記・収入印紙の券面額別枚数	取登 円券 枚	取登 円券 枚	⑮ 過誤納の事由 <input type="checkbox"/> 該当物件がない <input type="checkbox"/> 該当法人がない <input type="checkbox"/> 手数料過納 <input type="checkbox"/> 管轄相違 <input type="checkbox"/> 申請の取下 <input checked="" type="checkbox"/> 申請の却下 <input type="checkbox"/> 収入印紙の誤貼 <input type="checkbox"/> 登記申請書に登記印紙を誤貼
	取登 円券 枚	取登 円券 枚	
	取登 円券 枚	取登 円券 枚	
	取登 円券 枚	取登 円券 枚	

⑪ 合計 金 380 円

⑫ 納付すべき手数料額 金 0 円

⑬ 償還請求額 ⑪-⑫ 金 380 円

⑭ 添付書類  申請書  申請書写し

記入願います。

押印願います。

印

※以下は法務局記入欄

## 登記手数料過誤納分償還上申書

東京法務局長 殿		上申序	民事行政部後見登録課	
年月日	平成 年 月 日		後見登録課長	
上申番号	発第 号	上申額	金 円	
上申理由	上記のとおり登記手数料の償還請求があり、調査したところ償還することが相当と認められるので、償還方お取り計らい願いたく上申します。		添付書類	<input type="checkbox"/> 申請書写し <input type="checkbox"/> 申請書
			担当登記官	確認印

※必要に応じてコピーしてください。

## 登記手数料償還請求における正当債主証明書

(注1) 請求者本人が登記手数料償還請求をする場合は、本証明書は不要です。

(注2) 請求申請代理人(手数料を立て替えた会社等)が登記手数料償還請求をする場合は、本証明書と登記手数料償還請求書を併せて提出して下さい。

正 当 債 主 (住 所) .....  
↑  
(償 還 請 求 者)  
(氏 名) .....

(注) 実際に手数料の償還を受ける方の住所氏名(会社の場合、本店商号)をお書き下さい(同封した登記手数料償還請求書の請求者と同じ住所氏名(会社の場合は本店商号)となります。)

私が提出した申請書に手数料として納付した印紙については、申請人である私が支弁したのではなく、上記の者が代わりに立て替えて支弁したものであり、登記手数料過誤納による償還請求者(正当債主)は、上記の者であることを証明いたします。

平成 年 月 日

(注) 訂正等があった場合に  
使用させていただきます。

(注) 同一印を押印して下さい。

→ 証 明 者 (住 所) .....  
(申 請 人)  
(氏 名) .....

(注) 登記事項証明書や登記されていないことの証明書の申請書の「請求される方(請求権者)」欄に記載した住所・氏名(代理人の住所氏名ではありません。)をお書き下さい。